

香川県報



第 101 号

平成 18 年

12月22日（金曜日）

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 障害者自立支援法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 道路の供用開始 (道路課) 二
- 道路の区域変更 (二件) (") 二
- 道路の位置指定 (建築課) 二

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 三
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 三
- 県営土地改良事業計画の変更 (") 五
- 土地改良事業に係る換地計画の適否決定 (") 五
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定 (農村整備課) 五

選挙管理委員会規則

● 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

選挙管理委員会告示

- 平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 六
- 平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 七
- 平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（仲多度郡第一選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 九

正 誤

- 平成十八年十月三日（香川県報第九三七七号付録）香川県報目録規則中訂正 一〇

告 示

●香川県告示第七百一十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七二〇〇 〇九五三	有限会社さぬきケアサービス さぬき市鴨庄一九五四番地二	有限会社さぬきケアサービス さぬき市鴨庄一九五四番地二	平成十八年 十二月十四日	居宅介護 重度訪問介護

●香川県告示第七百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 穴吹塩江線（百六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考

高松市塩江町安原上東字粉谷二六八六番一 地先から	五・四	五七	平成十七年 香川県告示 第四百九十 四号で変更 した区域の 一部
高松市塩江町安原上東字粉谷二六八六番一 地先まで	二五・〇		
高松市塩江町安原上東字粉谷二六八六番一 地先から	四・五		
高松市塩江町安原上東字粉谷二六八六番一 地先まで	二七・二	一〇〇	

四 供用開始の期日 平成十八年十二月二十二日

●香川県告示第七百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町神田字川南三五四〇 番一地从先から	前	八・六 ） 一〇・五	六四	交通安全施 設事業によ る歩道新設

三豊市山本町神田字宗近四三〇九 番一地从先まで	後	一〇・二 ） 一〇・五	六四	
----------------------------	---	-------------------	----	--

●香川県告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 三都港平木線（二百五十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町二面字観音崎五〇 五番五地从先から	前	五・八 ） 二三・六	九〇	道路改修工 事による現 道拡幅
小豆郡小豆島町室生字南城五九番 一地从先まで	後	一四・八 ） 四四・〇	九〇	

●香川県告示第七百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第七号

- 二 指定年月日 平成十八年十二月十一日
 - 三 指定道路の位置 さぬき市志度字幸田四九三二―二、四九三二―三、四九三五―一三、四九三五―一四及び同地先農道・水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル
延長 三六・〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
しまむら・マック多度津店 仲多度郡多度津町北鴨二丁目一番地ほか
- 3 変更しようとする事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社大屋
変更前 午前十時から午後九時まで
変更後 午前十時から午後十二時まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (二) 変更前 午前九時四十五分から午後九時三十分
変更後 午前九時四十五分から午前零時三十分
- 4 変更年月日
平成十八年十二月十四日

5 変更する理由

地域住民の方々へのサービス向上のため
二 届出年月日
平成十八年十二月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
- 2 縦覧期間
平成十八年十二月二十二日（金曜日）から平成十九年四月二十三日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年四月二十三日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月十一日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十九年一月九日から同月二十九日ま

で縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

豊稔池土地改良区	土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
単独県費補助土地改良事業(さく井改修事業) 天々出水地区			観音寺市大野原支 所建設経済課
単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 札幌南地区			
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 楠木地区			
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 段の上池地区			
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 豆塚地区			
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 長七又地区			
単独県費補助土地改良事業(さく井新設事業) 札幌西地区			
単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 醍醐坊地区			
単独県費補助土地改良事業(樋門改修事業) 平地地区			
単独県費補助土地改良事業(樋門改修事業) 井関池地区			

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月二十二日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十九年一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 上分地区	まんのう町土地改 良課
田地区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 安造	
興志面地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	
地区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 吉井	
薬師用水地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	
鴨田地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十九年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）桑崎池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）桑崎一号地区	〃
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大野北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北新開線地区	〃
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）天神上地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大僧池地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、六ツ目中池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）六ツ目中池地区）を行うことについて平成十八年十二月十四日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十九年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する

同法第八条第一項の規定により、直島町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）神子持地区）を行うことについて平成十八年十二月十四日適当と決定した。その関係書類を直島町建設経済課において平成十九年一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営農村振興総合整備事業（田園居住空間整備）牛川地区）計画を平成十八年十二月八日変更した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、丸亀市の土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）成願寺下地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成十九年一月四日から同年一月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区（東大橋工区）の換地計画を定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十九年一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会規則

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年十二月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会規則第二号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成十二年香川県選挙管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四号様式中「第三十条の十四」を「第三十条の十五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十八年十二月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成18年 8月27日執行 香川県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,055,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	多田羅 謙治	所属党派	無 所 属	期間	7月28日から 第1回分 9月4日まで
出納責任者氏名	漆原 善行				

収 入	支 出	
主たる寄附 （氏名） （団体名）	（職業）	（寄附額）
村上 良一	法人役員	135,000 円
明日の香川を創ろう会	政治団体	700,000
その他の寄附		0
その他の収入		0
今 回 計		835,000
総 計		835,000
家賃	155,000	
選挙事務所費	155,000	
集合会場費	0	
通信費	10,199	
印刷費	179,550	
広告費	129,200	
食糧費	2,268	
雑費	101,404	
その他	26,250	
合計	17,288	
合計	621,159	
報告書受理年月日	平成18年 9月11日	第1回報告分

候補者氏名	真鍋 武紀	所属党派	無 所 属	期間
出納責任者氏名	鳥塚 武			3月24日から 第1回分 9月1日まで
主たる寄附 （氏名） （団体名）	（職業）	（寄附額）		
自由民主党	政党	2,000,000 円	人 件 費	5,127,500 円
真鍋たけきと21世紀の会	政治団体	18,000,000	選挙事務所費	5,965,111
北泉 敏史	無職	136,000	集合会場費	0
			通信費	157,520
			交通費	1,334,035

その他の寄附	0	休 泊	費 費	0
その他の収入	0	雑 費	費 費	87,895
今 回 計	2,211,929	今 回 計	計 計	1,273,706
総 計	2,211,929	総 計	計 計	1,273,706
報告書受理年月日	平成18年9月11日	第1回報告分		

候補者氏名	三野 康祐	所属党派	無 所 属	期間 7月24日から 第1回分 9月8日まで
出納責任者氏名	鈴木 義博			

収入	支出
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人 家
(職業) (寄附額) 円	件 屋 費
	選挙事務所費
社会民主党香川県連合 政党 500,000	集合会場費
三野康祐後援会 政治団体 90,000	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
その他の寄附 0	雑費
その他の収入 2,500,000	計 計
今 回 計 3,090,000	今 回 計 2,489,622
総 計 3,090,000	総 計 2,489,622
報告書受理年月日	平成18年9月11日
第1回報告分	

候補者氏名	三野 康祐	所属党派	無 所 属	期間 10月10日から 第2回分 10月10日まで
出納責任者氏名	鈴木 義博			

収入	支出
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人 家
(職業) (寄附額) 円	件 屋 費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
その他の寄附 0	雑費
その他の収入 0	計 計
今 回 計 3,090,000	今 回 計 122,106
前 回 計 3,090,000	前 回 計 2,489,622
総 計 3,090,000	総 計 2,611,728
報告書受理年月日	平成18年10月16日
第2回報告分	

候補者氏名	三好 健一	所属党派	無 所 属	期間 7月20日から 第1回分 9月11日まで
出納責任者氏名	三好 五郎			
収入	支出			
主たる寄附 円				

(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費	440,000 601,975 601,975 0
三好 五郎	みよし福祉会 理事長	1,000,000		
小倉 徳彦	コンサルタント	400,000	通信費	50,060
長尾 武久	無職	150,000	交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	144,511 126,525 465,735 44,544 263,103 0
その他の寄附		0		0
その他の収入		1,000,000		191,764
今回計		2,550,000		2,328,217
総計		2,550,000		2,328,217

(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費 <th>0 0 0 0 0</th>	0 0 0 0 0
三好 五郎	みよし福祉会 理事長	1,000,000		
小倉 徳彦	コンサルタント	400,000	通信費	28,898
長尾 武久	無職	150,000	交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	38,652 2,328,217 2,366,869
その他の寄附		0		0
その他の収入		1,000,000		191,764
今回計		2,550,000		2,328,217
総計		2,550,000		2,366,869

報告書受理年月日 平成18年10月30日 第2回報告分

候補者氏名	三好 健一	所属党派	無所属	報告書受理年月日	平成18年9月11日	第1回報告分
出納責任者氏	三好 五郎					

候補者氏名	五所野尾 恭一	所属党派	自由民主党	報告書受理年月日	平成18年10月30日	第2回報告分
出納責任者氏	川上 忠昭					

報告書の要旨

収入	支出
主たる寄附 (氏名) (団体名)	主たる寄附 (氏名) (団体名)
(職業)	(職業)
(寄附額) 円	(寄附額) 円
人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 通交費 印刷費	広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費
円	円
0	40,000
0	20,000
0	9,754
0	0
0	0
0	0
0	0

収入	支出
主たる寄附 (氏名) (団体名)	主たる寄附 (氏名) (団体名)
(職業)	(職業)
(寄附額) 円	(寄附額) 円
人件費 家屋費	広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費
円	円
40,000	20,000
20,000	
9,754	
0	
0	
0	
0	
0	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

自由民主党香川県支部 連合会	政党	300,000	選挙事務所費 集合会場費	20,000
その他の寄附		10,000	通信費	0
その他の収入		80,000	交通費	0
今 回 計		390,000	印刷費	1,000,000
総 計		390,000	広告費	72,450
			文具費	18,500
			食糧費	23,776
			雑費	0
			その他	0
			前回計	23,532
			前計	1,174,726
			総計	1,198,258
報告書受理年月日	平成18年9月11日		報告書受理年月日	平成18年9月25日
				第2回報告分
報告書受理年月日	平成18年9月11日			
				第1回報告分

候補者氏名	五所野尾 恭一	所属党派	自由民主党	期間	9月22日から 9月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	川上 忠昭					
収入						
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円				
支出						
	人件費	0				
	家屋費	0				
	選挙事務所費	0				
	集合会場費	0				
	通信費	23,532				
	交通費	0				
	印刷費	0				
	広告費	0				
	文具費	0				

正 誤

誤	八九 香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則	〃
正	八九 香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則	〃
	八九 香川県税条例施行規則の一部を改正する規則	〃

